

「土田区八、九班有志一同」を名義人とするチラシが、弊社の名誉を棄損し、また業務を妨害している可能性があることについて

平成25年3月20日、奈良県吉野郡大淀町一帯の新聞購読者の朝刊に、「世間の皆様の質問にお答えします。」と題し、「土田区八、九班有志一同」を名義人とするB4判のチラシ（以下「本件チラシ」といいます。）が頒布されました。

本件チラシの内容を要約すると、①セレモニーホール反対の看板が年末年始にかけて何枚か取られたが、そのうち数枚が吉野川の川原で見つかった。②下湊在住の人が窃盗犯人であり、警察も窃盗罪にあたると言っている、③「Q セレモニーホールの事業主が後ろに居るのではないかと疑っていますが？ A わかりません。我々にはそのことを確認する手段がありません。」等という自問自答式のチラシでした。

弊社は、

①について、“セレモニーホール反対の看板が年末年始にかけて何枚か取られた”かどうか知りませんし、“それが吉野川の川原で見つかった”かどうかも知りません。

②について、下湊在住の人が窃盗犯人であったかどうか知りませんし、警察が何と言っているのかも知りません。

③について、まず、セレモニーホール反対の看板が取られたことが仮にあったとしても弊社には全く関係がありません。また、既述のとおり、下湊在住の人が窃盗犯人であったかどうかも知りませんし、仮にそうであったとしても弊社がその人に影響力を行使して窃盗を行わせたということもありません。

問題は、「Q セレモニーホールの事業主が後ろに居るのではないかと疑っています」の部分です。

本件チラシは、「土田区八、九班有志一同」と名乗る者がQ 質問とA 回答を作成しており、A 回答は「わかりません。」となっているものの、Q 質問は、「セレモニーホールの事業主が後ろに居るのではないかと疑って」と書いてい

ます。

この表現は、セレモニーホール反対の看板の窃盗事件について、セレモニーホールの事業主がこれを後ろから操っていた可能性があるを受けとめられるものであり、そのようなことを全く行っていない弊社や弊社経営者の名誉を棄損するものとして名誉棄損罪に問われる可能性があります。また、虚偽の風説を流布し弊社の業務を妨害する可能性があるものとして、業務妨害罪に問われる可能性があります。

弊社は、本件チラシが弊社や弊社経営者の名誉を棄損し、弊社の業務を妨害する可能性があるものとして、これを警察に相談しています。

また、弊社としては、「土田区八、九班有志一同」と称する人が、匿名の中で、弊社らの名誉を棄損し、弊社の業務を妨害する可能性がある行為を行うことを止めて頂くよう申し入れます。

また、弊社は、過去に、「8班、9班有志の会」代理人という弁護士から文書を受け取ったり、「土田八、九班有志（平田、重光、辻本、池田、出会、要海、樋口、辰巳）」から要望書を受け取ったりしていることは、このホームページでお知らせしているとおりです。そして、“有志”や“有志の会”等では誰の意思表示か分からないところから、今後は意思表示の主体の明示をお願いし、了解も得られたはずです。ところが、今回頒布されたチラシは、またもや「土田区八、九班有志一同」という名義を使用し、意思表示の主体の明示を欠く中で名誉棄損や業務妨害の可能性がある行為を行うものであり、透明性、公平性を欠くものであることを指摘しておきます。

平成25年4月1日

有限会社久保花店  
代表取締役 久保善裕